

第 80 回国スポ冬季スキー競技会大鰐町実行委員会会則（案）

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この会は、第 80 回国スポ冬季スキー競技会大鰐町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）と称する。

（事務局及び事務所）

第 2 条 町実行委員会の事務局は大鰐町教育委員会内に置き、事務所は旧大鰐第二小学校（大鰐町大字三ツ目内字大堰口 3 番地 2）内に置く。

（目的）

第 3 条 町実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）を開催するために必要な準備及び大会の競技運営にあたることを目的とする。

（事業）

第 4 条 町実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1） 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、青森県及び関係競技団体並びにその他関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- （2） 競技の運営に関すること。
- （3） 種目別表彰式に関すること。
- （4） 予算及び決算並びに支出入に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、大会の開催及び目的の達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組 織

（委員）

第 5 条 町実行委員会の委員は、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- （1） 青森県及び県関係機関の役職員（特別職を含む）
- （2） 大鰐町及び町関係機関の役職員（特別職を含む）
- （3） 青森県スキー連盟及び各種スポーツ団体等の代表者
- （4） 前各号に掲げる者のほか、大会の開催に関係のある者

(役員)

第6条 町実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 委 員 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 会長は、大鰐町長をもって充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は町実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ定めた順序により、副会長がその職務を代行する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、本会の運営のための必要な事項を審議する。
- 4 監事は、町実行委員会の会計を監査する。

(顧問及び参与)

第9条 町実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応じる。
- 4 参与は、会務について助言する。

(任期)

第10条 委員及び役員並びに顧問、参与（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから町実行委員会の目的を達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時の所属及び機関並びにその役職（以下「役職等」という。）を離れたときは、委嘱された職を失うこととし、その役職等の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第11条 町実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第12条 総会は、第6条の役員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集し、その議長は会長が務めるものとする。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 競技運営の基本方針に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他重要な事項に関する事。
- 4 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。なお、総会に出席できない委員は代理人によって議決権を行使するか、委任状を提出することにより議事の可否を議長に委任することができる。
- 5 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 6 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、会長、副会長、常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長は会長が務めるものとする。
- 3 常任委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 総会を招集するいとまがなく、且つ、緊急を要する事項に関する事。
 - (3) その他、会長が必要と認める事項に関する事。
- 4 会長は、前項の規定により常任委員会が決定した事項について、決定後の直近に開催される総会において報告しなければならない。
- 5 前条第4項の規定は、常任委員会の議事について準用する。

第4章 専決処分

(専決処分)

第14条 会長は、総会又は常任委員会を招集して決するべき事項について、招集するいとまがなく、且つ、緊急を要する事項であると認めたときは、これを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により専決処分したときは、専決処分後の直近に開催される総会又は常任委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 町実行委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 町実行委員会の経費は、補助金、負担金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 町実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 補則

(委任事項)

第18条 この会則に定めるもののほか、町実行委員会の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 町実行委員会は、その目的を達し、総会により決すべきすべての事項について承認を得たのち、総会の議決により解散する。

附則

1 この会則は、令和6年 月 日から施行する。

2 第17条の規定にかかわらず、町実行委員会設立初年度の会計年度は、施行の日から令和 年 月 日までとする。